

# 生成AIブランド認識調査サービス 個別規定

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ

# 生成AIブランド認識調査サービス個別規定

## (生成AIブランド認識調査サービス概要)

第1条 当社は、見積書に記載の対象サイトに対して、見積書において対象としたお客様のブランド及び競合ブランドについて、主要な生成AI（Google AI Overview、ChatGPT、Perplexity等）がどのように認識しているかを調査・分析し、その結果を報告書（以下、「成果物」といいます。）として作成します。

## (LLM基礎項目調査書サービス契約期間及び停止)

第2条 本サービスの契約期間は、見積書記載のとおりとし、特に記載のない場合は1回限りの調査提供とします。なお、継続的なサービス提供がある場合は、別途契約書に定めます。

## (確認事項)

第3条 お客様は以下の事項を確認し、了承のうえ本サービスを利用するものとします。

- 本サービスによる調査結果や提案が、お客様の事業における成果向上を保証するものではないこと。
- 本サービスの調査対象である生成AIの回答は、その性質上、常に変動する可能性があり、当社は調査結果の永続性、完全性、再現性を保証するものではないこと。
- 調査対象である生成AIの学習データ、アルゴリズム、その他の仕様は第三者によって提供・管理されるものであり、当社の管理下にあるものではないこと。
- 当社によるデータ収集や分析に伴い発生するいかなる損害についても、当社は責任を負わないこと。

## (お客様による作業)

第4条 本サービスの実施にあたり、お客様は以下の事項を期限内に実施・提供するものとします。

- キックオフミーティングへの参加、及び事業戦略、マーケティング戦略等の調査に必要な情報提供。
- その他、当社が本サービスの遂行に必要と判断し、合理的な範囲で協力を求めた事項。

これらの協力が遅延したことによって当社によるサービス提供が遅延したり、実施不能となったりしても、お客様は本サービスの料金支払い義務を免れません。

## (作業の完了)

第5条 当社は、見積書または契約書に基づき定めた納期に、調査報告書、分析データおよび改善提案書等の成果物をお客様に納品します。納品後、当社はお客様の情報を保存したり、成果物の再提供義務を負わないものとします。

## (違約金)

第6条 本サービスは、一回限りの調査提供の場合、原則として解約に伴う違約金は発生しません。継続契約の場合は別途契約書に定めるとおりとします。また、当社のサービス遂行を妨害する行為や本規約に違反した場合、残り契約期間分の

料金全額を請求する場合があります。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ  
制定：2025年10月1日